

○回数券約款

(趣旨)

第 1 条 神奈川県道路公社(以下「公社」という。)の管理する道路整備特別措置法に基づく有料道路(以下「有料道路」という。)の回数券の発売、払い戻し及び使用に関する契約はこの約款による。なお、道路運送法に基づく一般自動車道においては、一般自動車道供用約款に定めのない事項についてはこの約款による。

(発売)

第 2 条 回数券は、有料道路の料金徴収所及び回数券販売業務委託先その他公社が指定する場所において発売する。

(効力)

第 3 条 回数券は、1 券片をもって車両 1 台が通行 1 回に限り、その券面の表示事項に従って使用することができる。

(通用期間)

第 4 条 回数券は、公社が通用開始日を特に指定しない限り発売日から料金徴収満了の日まで使用することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は使用できないものとする。

- (1) 当該回数券が廃止されたとき。
- (2) 法令又は、これに基づく行政処分等により券面表示の通行が禁止されたとき。
- (3) 料金の額に変更があったとき。

(無効)

第 5 条 回数券は、次の各号の一に該当する場合は、無効とする。

- (1) 券面表示事項が不明となったとき。
- (2) 券面表示事項をぬり消し、又は改変したとき。
- (3) その他不正通行の手段としたとき。

(通行の禁止)

第 6 条 公社が業務上必要があると認めるときは、回数券での通行を禁止することがある。

(払い戻し)

第 7 条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、払い戻しを行う。

- (1) 第 4 条第 1 号に掲げる場合
- (2) 第 4 条第 2 号に掲げる場合
- (3) 第 4 条第 3 号に掲げる場合及び変更後の料金による回数券に切り換えるとき。
- (4) 営業区間の延長又は一部線料金の設定により、新たに発行される回数券に買い替えるとき。
- (5) 廃車、車種の変更、勤務地又は住所の変更、死亡等により回数券が不要となったとき。
- (6) 料金徴収期間が満了となったとき。
- (7) その他、公社が回数券の払い戻しの必要があると認めたとき。

(周知方法)

第 8 条 前 2 条の理由が発生したときは、券面表示の有料道路の料金徴収所において必要事項を掲示するものとする。ただし、公社が特に必要と認めるときは、神奈川県公報等に必要事項を掲載することがある。

(払戻し期間)

第 9 条 回数券の払い戻しの期間は、第 7 条各号の理由が発生した日から起算して 1 箇月とする。

(払戻し場所)

第 10 条 回数券の払い戻しの場所は、券面表示の有料道路の料金徴収所その他公社が指定する場所とする。

(払い戻し額)

第 11 条 回数券払い戻し額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 第 7 条第 1 号から第 4 号及び第 6 号に掲げる場合

払い戻しの額 = (残存枚数 / 発売枚数) × 発売価格

(2) 第 7 条第 5 号に掲げる場合

差引払い戻しの額 = ((残存枚数 / 発売枚数) × 発売価格) - 手数料

とし、払い戻し額に生じた 10 円未満の端数はきりすてる。

(3) 第 7 条第 7 号に掲げる場合は、公社が前 2 号のいずれかを適用する。

2 前項第 2 号における手数料は、((残存枚数 / 発売枚数) × 発売価格) の 10% とし、10 円未満の端数はきりすてる。

(払い戻しの領収)

第 12 条 回数券の払い戻しを受けた者は、公社指定の払い戻し帳表に領収の認印をするものとする。

2 前項の場合、印章を所持していない時は、自署又は拇印でこれに代えることができる。

(再発行)

第 13 条 回数券は、再発行しない。

附 則

この約款は、平成 4 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 23 年 2 月 7 日から施行する。